

線引き廃止と農地の関係について

松江市農政課

1.国内の農地の情勢について

MAFF 国内における農地の情勢は、食料安全保障の強化と農地の総量確保・適正利用を軸に、
農林水産省 制度・政策の両面で大きな転換期を迎えています。

農業構造の変化

・農地面積の減少

2000年の483万haから2020年には437万haと約10%減少

・担い手の高齢化と減少

農業の中心的な担い手は2000年の240万人から2024年には111万人に半減

・食料の安定供給に向けた食料安全保障の強化

食料輸入への依存が増加傾向にあり、国内生産体制の維持・強化が急務

※令和5年度における日本の食料自給率はカロリーベースでは38%、生産額ベースでは61%である

食料確保に向けた方針

・優良農地の確保

農地面積は減少傾向にあり、一度失われた農地は復元が困難であることから、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）において、農地を農用地区域から外すための（農振除外）要件が厳格化され、都道府県や国の権限も強化された

2.線引き廃止と農地の関係

☆農地を農地以外の用途に使用する際の重要な条件

農地の開発には、周辺営農へ支障が生じないことが重要です。

具体的には、担い手の営農への支障や農地の集約化・集団化に影響がでないことなどを考慮します。

● 集団農地の真ん中での開発は引き続き困難です。



◎ 線引き廃止後の農地は、2種農地、3種農地を中心に開発が進んでいくと考えます。具体的には、住宅、アパート、事務所付き資材置き場などが想定されます。

ただし、農地の開発については、引き続き農地法及び農振法の要件を満たす必要があります。

2種農地：土地改良事業（ほ場整備等）の対象となっていない小規模の生産性の低い農地

2種農地イメージ図



3種農地：市街地にある農地

3種農地イメージ図



3.これからの農地のあり方について



1

◆保全が求められる優良農地、生産性の高い農地については、今後も継続的にその維持・管理に努めてまいります。

2

◆新規就農者の確保および担い手の支援を強化し、農地の集約・集積を推進することで、地域農業の持続的な発展を図ってまいります。

3

◆農地の開発規制が強化されていますが、目的、需要、必要性などに応じて引き続き農地開発のご相談に対応してまいります。

農振除外についての問い合わせ先

農政課農業企画係：TEL 0852-55-5225

農地転用についての問い合わせ先

農政課農地係（農業委員会事務局）：TEL 0852-55-5528